宅地の液状化対策について（令和６年９月）

高岡市は令和６年５月から「高岡市液状化対策検討業務委託」を実施し、現時点（中間報告）で、地盤調査や過去の文献調査から次の事が分かりました。

① 能登半島地震では地下水位が高く、緩い砂の層で液状化が発生したと考えられる。

② 一般的に、一度液状化した地盤は再度液状化すると指摘されている。

③ 安政５年に発生した飛越地震では、市内のいたるところで液状化現象が発生した。

大地震が起きると市内のいたるところで液状化現象が発生する可能性があります。これらを踏まえて、宅地の再建にあたっては、宅地の液状化対策についてご検討ください。

※家屋の下の地盤改良など宅地の液状化対策は、その実施の要否を含め、所有者の判断と責任で適切に対応いただくものです。

■高岡市液状化対策アドバイザーの所見

これまでの実績・研究成果などから、液状化現象が発生しても、下図の対策を実施することで、家屋に及ぼす被害が低減することが分かっています。広範囲に対策せず、宅地の敷地のみの対策で効果が見込まれます。例えば、「地表面から深さ３ｍまでを液状化しにくい地盤に改良する」などで、被害が低減されます。

※「被害が低減」とは、未対策の場合と比較して被害が大きく低減することを示しており、被害がなくなるわけではないことにご留意ください。

地盤条件と対策の程度により効果は異なります。

宅地の液状化対策－代表的な工法例－

【建替え時（家がない状態）にできる工法】

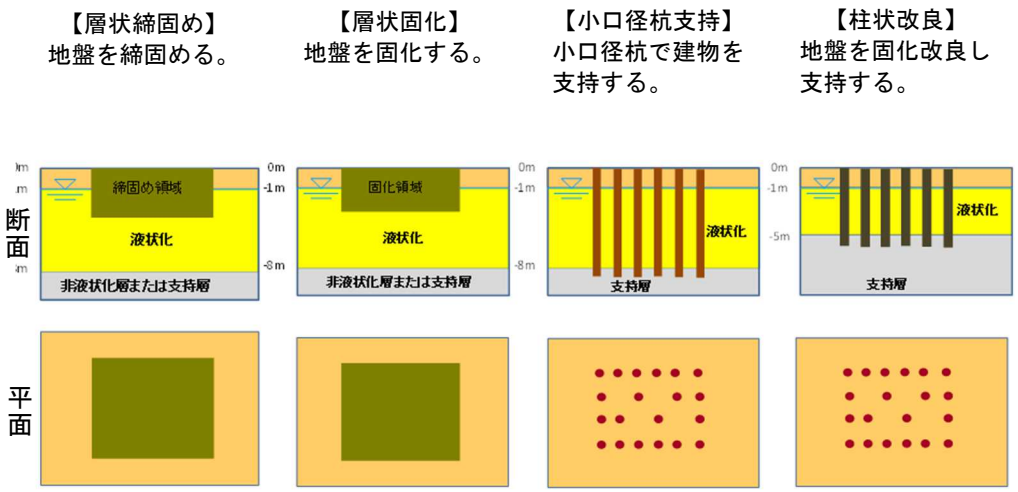

【家がある状態でできる工法】

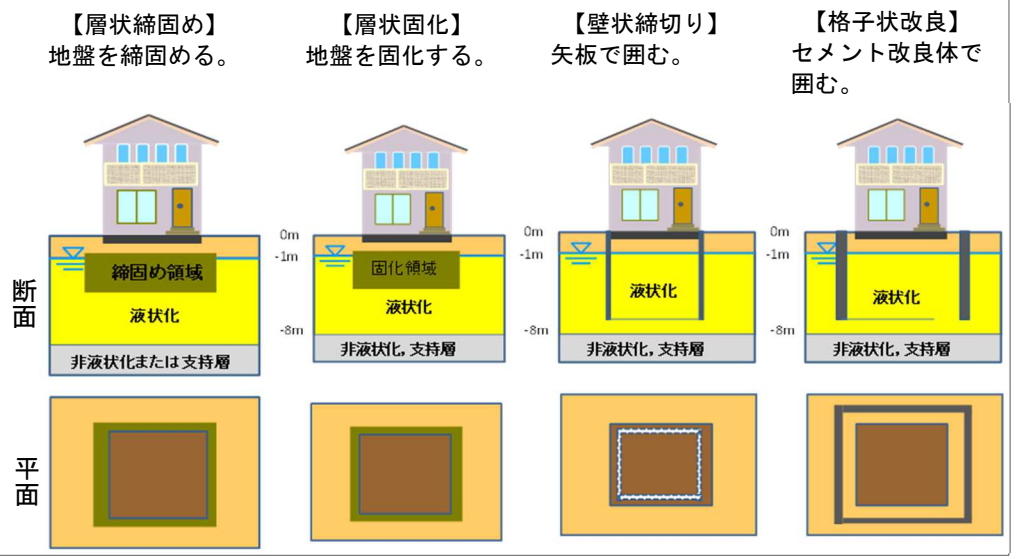

出典：地盤工学会関東支部　液状化から戸建て住宅を守るための手引書

■宅地の液状化対策工事に活用できる高岡市の支援メニュー

能登半島地震で液状化被害があった方の宅地の対策には、高岡市液状化被害宅地復旧支援事業（限度額 766 万 6 千円）を活用できます。傾斜の修復や再液状化防止を目的とした地盤改良なども支援の対象となります。このほか、建替え時に利用できる被災木造住宅耐震改修支援事業（限度額 120 万円）や、床補修に使える被災住宅沈下傾斜対策支援事業（限度額 30 万円）など、複数の支援メニューを併用できるケースもあります。詳しくは、市にお問い合わせください。

相談・申請窓口

高岡市役所６階　都市創造部　建築政策課

電話：0766-20-1429（平日８：３０～１７：１５）　FAX：0766-20-1477

メール：kentiku@city.takaoka.lg.jp

液 状 化 被 害 宅 地 復 旧 支 援 事 業

地震による液状化被害を受けた地域において、住宅の用に供された宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復を支援します。

補助対象者

り災証明で一部損壊以上の判定の宅地の所有者

（一部損壊の場合は、「宅地に地割れがある」「壁、床、柱が 1/100 程度傾斜している」「住宅が沈下している」のいずれかの被害がみられるものが対象となります）

【補助対象工事イメージ】

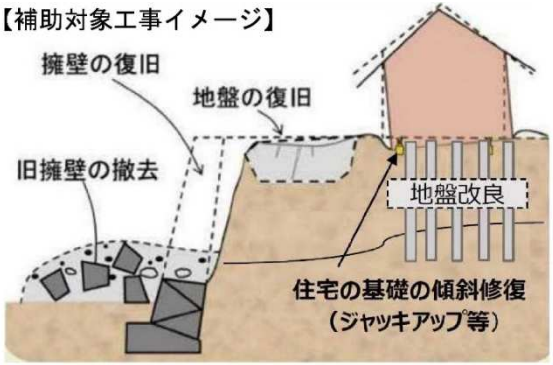

補助金額

・　補助率　工事費の５０万円を超えた金額の２／３（千円未満切捨て）

・　限度額　７６６．６万円

期限

令和８年（２０２６年）３月３１日（火）まで完工届を提出してください

補助対象工事

No	工事名	対象	対象工事例
1	復旧工事	・宅地の擁壁、のり面の復旧 ・宅地の陥没地盤等の復旧	・擁壁復旧 ・のり面復旧 ・陥没復旧
2	地盤改良工事	住宅（附属する車庫や倉庫を含む）の液状化対策のための地盤改良工事等で、液状化に対する検討書のあるもの ※	・鋼管杭 ・砕石パイル ・柱状改良 ・注入工法
3	傾斜修復工事	住宅（附属する車庫や倉庫を含む）の傾斜又は沈下を修復する工事	・アンダーピンニング工法 ・耐圧盤工法 ・注入工法 ・土台揚げ（ジャッキアップ）

※　高岡市の支援メニューを活用する際に、効果を証明する資料が必要となる場合があります。

高岡市都市創造部都市計画課

TEL：0766-20-1433